

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和5年（2023年）8月28日

収支等命令者
佐賀県文化・観光局
文化課長 南雲 秀哉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 九年庵秋の一般公開 庭園内警備業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年11月30日まで
警備実施期間 令和5年11月15日～11月23日まで（9日間）
- (4) 履行場所 神崎市神埼町の 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園内

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 佐賀市・東部土木事務所管内に本店又は支店を有する事業者であること。
- (7) 雑踏警備を実施していること。

(8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加届及び提出資料

- (1) 入札参加届（様式第1号）
- (2) 営業概要書（様式第2号）
- (3) 同種業務の履行実績調書（様式第3号）

4 入札参加届及び提出資料の受付期間並びに場所

- (1) 入札に参加しようとする者は、3に掲げる入札参加届と提出資料を令和5年9月7日（木）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送令和5年9月7日（木）午後5時までに担当課へ必着）してください。
- (2) 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

○担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県文化・観光局 文化課 施設・歴史資産担当
電話 0952-25-7236

5 入札参加資格要件の確認

入札参加届を提出した者は入札に参加することができますが、入札後、落札予定者に対し入札参加資格要件の確認を行います。

6 入札の説明等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

4の担当課に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和5年8月28日(月)から令和5年9月7日(木)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

7 入札及び開札の日時並びに場所(紙入札)

(1) 入札書提出期間 令和5年9月8日(金)～9月11日(月)17時まで

上記期間内に担当課へ持参又は郵送(令和5年9月11日(月)17時まで必着)してください。郵送の場合は別添「郵便入札説明書」を参照してください。

(2) 開札日時 令和5年9月12日(火)10時00分

(3) 開札場所 佐賀県文化・観光局文化課内

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

1.1 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

1.2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって有効な入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札候補者を決定します。

1.3 問い合わせ先

4の担当課に同じ。